

ごみの分け方・出し方

ルールとマナーを守り、住みよい環境をつくりましょう。

ごみ
分別して
村指定のごみ袋



指定袋以外は
収集しません

日時
指定日当日の
朝8:00までに


当日、朝
出しましょう

場所
一戸建ては門口
共同住宅は
指定ゴミ置き場

①ごみの分け方 (5種類分別)

資源ごみは透明・半透明の袋 

もえるごみ	もえないごみ	危険ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
<p>木・草 (長さ50cm、直径5cm以内に編んで車輪指定袋に入れる ※3袋まで)</p> <p>紙おむつ</p> <p>革製品</p> <p>ビデオテープ</p> <p>サンダル</p> <p>貝類</p> <p>プラスチック製植木鉢</p> <p>グローブ</p>	<p>金属類</p> <p>鉛めし</p> <p>陶磁器</p> <p>スプーン</p> <p>扇風機</p> <p>傘の骨組み</p>	<p>蛍光灯</p> <p>ライター</p> <p>電池</p> <p>スプレー缶 ※中身は使い切って下さい</p> <p>カミソリ</p> <p>割れビン類</p> <p>割れガラス類</p> <p>※包み又は紙でくるんで下さい</p>	<p>自転車</p> <p>自動車</p> <p>ふとん</p> <p>ソファ</p> <p>ベッド</p> <p>タンス類</p> <p>ジュータン</p>	<p>●雨の日は次回へ</p> <p>古布類</p> <p>古紙類</p> <p>ペットボトルのキャップとラベルはとる</p> <p>ビン</p> <p>化粧ビン</p> <p>缶類</p> <p>ビン、缶類、ペットボトルは分別し、透明の袋に入れて出して下さい。</p>

もえるごみ袋の種類:大・中・小 もえないごみ袋の種類:中・小 危険ごみごみ袋の種類:中・小・特小

②資源ごみ

びん類・ペットボトル類はふたを取り、異物を取って、2~3回洗ってから出しましょう。

古紙類	古布類	ビン類	缶類	ペットボトル類
<p>ダンボール</p> <p>新聞紙・チラシ類</p> <p>雑誌</p> <p>※牛乳パック等は、洗って切り開いてください。それぞれに分類し、ひもで十文字にしぼってください。</p>	<p>着古した衣類</p> <p>タオル・シーツ</p> <p>※古布類はひもでしばって下さい。下着類はもえるごみに出して下さい。</p>	<p>※中の異物は取り除いて下さい。割れビン・板ガラスは危険ごみへ。</p>	<p>※中の異物は取り除いて下さい。</p>	<p>リサイクルできるPETボトルの種類</p> <p>★飲料用</p> <p>★洗剤用</p> <p>★しょうゆ用</p> <p>※リサイクルできないもの(ソース、食用油、非食品用洗剤、シャンプー、化粧品、医薬品などのボトルはリサイクルの対象外です。)</p>

※資源ごみはそれぞれ分別してから透明袋に入れて出しましょう。

※古紙類・古布類の場合、雨天時は収集できませんので次回に出して下さい。

③ごみの収集区域と収集日

自分の地域を確認してから決められた曜日に出して下さい。(収集日の朝8時までに門口に出す)

収集区域	もえるごみ	もえないごみ	危険ごみ	資源ごみ
伊集・和字慶・南浜・北浜	月・木		火	金
津覇・浜	月・木		水	金
奥間・当間・屋宜・添石・県営団地	火・金		月	水
安里	火・金		水	木
久場・伊舎堂・泊・県営第二団地	火・金		木	月
登又・サンヒルズ	水・土		木	月
新垣・北上原	水・土		金	木
南上原	水・土		金	火

粗大ゴミ収集区域及び曜日

収集区域(行政区別)	回収曜日
伊集・和字慶・南浜・北浜・津覇	第1木曜日
浜・奥間・県営団地・安里・当間	第2木曜日
屋宜・添石・伊舎堂・県営第2団地・泊・久場	第3木曜日
登又・サンヒルズ・新垣・北上原・南上原	第4木曜日

粗大ごみ回収日の前日までに受付
住民生活課環境係へ
電話番号:895-2131

粗大ごみ処理券の貼付けを忘れずに。

中城村粗大ごみ処理券

- 粗大ごみを出す場合は、役場に申し込んで下さい。
- 粗大ごみ処理券は、粗大ごみ1個につき1枚貼って下さい。
- 粗大ごみ処理券が貼られていない粗大ごみは収集しません。

中城村役場住民生活課
電話 895-2131

粗大ごみ処理券は1枚200円
村内のスーパー・コンビニで販売しています

④ごみ収集は、門口収集

- 一戸建て世帯は、各家庭の門口で収集します。
- 団地・アパートの場合は敷地内所定の場所で収集します。

マナーを守りましょう。

- ・収集日以外には出さないこと
- ・きちんと分別して出すこと
- ・不法投棄は絶対しないこと

ごみ収集が休みの日について

- ・年始(1月1日~3日)
- ・こどもの日(5月5日)
- ・勤労感謝の日(11月23日)
- ・暴風警報発令中の日

村が収集しないごみ

※以下のごみは、業者に引き取ってもらって下さい。

- ・店舗、会社、事務所、建築業などの事業活動から出た事業ごみ
- ・新築、増築、改築などによって出たごみ(請け負った業者に処理させる)
- ・引っ越し、日曜大工などで出た一時多量ゴミ
- ・法律に定める産業廃棄物(建築廃材、ガスボンベ等)

※村では処分できません。

 車・バイクの部品  ガスボンベ  消火器  タイヤ  ドラムカン  バッテリー  土、砂等  ブロックのかけら  ピアノ

このような廃棄物は、廃棄物処理業者に引き取ってもらって下さい。

TEL.895-2131

地球を守る第一歩 始めようリサイクル

◆分別されていないごみは収集しません。◆



ごみについての連絡先
ごみの収集について
中城村役場・住民生活課環境係
TEL.895-2131

